

## 第13回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和6年7月23日（火） 午後1時30分～

2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員（14名）

1	山本伸男	2	山本弥須弘	3	篠崎英明	4	渡邊康志
5	中本誉	6	兵頭正男	7	那須健一	8	山田耕二
9	清家壽秋	10	山下展輝	11	浅野剛志	12	毛利久志
13	兵頭知幸	14	谷口雄記				

4. 欠席委員（1名）

8	山田耕二						
---	------	--	--	--	--	--	--

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第52号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第53号 非農地証明願いについて

日程第5 議案第54号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について

6. 農業委員会事務局職員

局長	奥藤幸利	次長	丸山貴広	主事	水代康成
----	------	----	------	----	------

7. 会議の概要

事務局	総会資差し替え・訂正
事務局	(司会進行)
会長	(会長挨拶)
事務局	(司会進行)
議長	ただいまの出席委員は13名であります。 山田農業委員、宇都宮推進委員より欠席の連絡を受けております。

	定数に達しておりますので、これより第13回鬼北町農業委員会総会を開催いたします。
議長	これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。 各委員のご協力をお願いします。
議長	日程第1 「議事録署名委員の指名について」 鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に <u>11番 浅野 剛志 委員</u> 、 <u>12番 毛利 久志 委員</u> 、以上の両委員を指名いたします。よろしくお願いします。
議長	続いて日程第2 議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
議長	順位1番について、毛利久志委員より説明願います。
毛利委員	議席番号12番 毛利です。 議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第51号 順位1番 説明】
毛利委員	7月16日に譲渡人、譲受人、浅野農業委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第51号 順位1番 説明】
毛利委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	ただ今、毛利委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は、申請のとおり許可することと決定させて頂きます。
議長	次に順位2番について、中本 誉 委員より説明願います。
中本委員	議席番号5番 中本です。 議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番に

	について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第51号 順位2番 説明】
中本委員	7月16日に毛利推進委員、事務局2名、私の計4名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第51号 順位2番 説明】
中本委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	ただ今、中本委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は、申請のとおり許可することと決定させて頂きます。
議長	次に順位3番について、 <sup>あさのたけし</sup> 浅野剛志委員より説明願います。
浅野委員	議席番号11番 浅野です。 議案第51号「農地法第3条第2項の規定による許可申請について」順位3番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第51号 順位3番 説明】
浅野委員	7月16日に譲渡人、譲受人、毛利農業委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第51号 順位3番 説明】
浅野委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	ただ今、浅野委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
議長	(質問、意見等なし)
各委員	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

議長	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第51号「農地法第3条第2項の規定による許可申請について」、順位3番は、申請のとおり許可することと決定させて頂きます。
議長	次に順位4番について、 <sup>なすけんいち</sup> 那須健一委員より説明願います。
那須委員	議席番号7番 那須です。 議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第51号 順位4番 説明】
那須委員	7月16日に譲渡人の代理人、譲受人、芝推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第51号 順位4番 説明】
那須委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	ただ今、那須委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
芝委員	はい。推進委員の芝です。本件について現地調査をしたんですが、私も現地調査の中身はわかるんですけど誰が出てだれが回答するのかという件についてまず確認をしたい。というのはこの件について本人以外の代理人といわれる方がいらっしゃったわけですけれども、全然聞くところによると代理人とは何かという話からせないかんのですけど、本件に対してあまり関係のない方が出席をされていると。聞き取りについてもその方が言われていると、これについてさきほど第3条の2項の部分ですべての作業をしますという風な話も出てなかったようです。私が聞いたのは、今この土地を買われて今後どうされるんですかというところに対して当事者じゃなくて代理人の方が私の記憶では利用権設定をして作ってくのよという風な話がございました。それで先ほど事務局の方からもありましたように3条の会計者の要件というのがあると思うんですが3年3作のような話も出ておりましたが基本的に3条についての会計者と言うのは世帯員という法律上用語で括られています。で世帯員とはというのをかみ砕くと、用は一般的には農業を実際にやってる人という方にしか私はこの3条の耕作者要件には当たらないと思うんですが、その場合買い取ってすぐに利用権設定をして誰かに作ってもらうというのは本来の3条の意味ではないんじゃないという風に私は思うんですが農業委員さんそれぞれ御見識あると思うんですけどそれをどう解釈されているのかちょっと聞きたいんです。それによって通すかと通さないか違ってくると思うんです。ちょっとごっちゃな話

	になりましたがその分とそれから最初に言いました現地確認において誰がここでやるのか私は基本的には本人であろうと思いますが本人が来られないのであれば今回この場合は、代理人の〇〇さんですかね司法書士がなっておられるんで本来この方が来られて聞き取りをすべきところではないかと思うんですけどこの辺、今までそうじゃない方が出られるのでいたいなんでその聞き取りの根拠になるのか私には理解ができないのでその2点お願いします。
議長	これは事務局回答ですかそれとも
事務局	いいですか、はいすみません。まず最初の質問の現地確認の参加者です。過去にも何回かあったんですが、基本譲渡人の場合はですね結構高齢の方があつて身内の方であれば状況がわかつるとちゃんと判断能力もちろん本人には電話をかけて確認を取ります。代理でこの方が出られるのは了承しとるか了解は取つります。今回、先ほど言うたですねちょっと第3者的な方が受けたけど譲受人の方もちゃんと現場にはおられました。ちょっとおせつかいじゃないけど的な方がちょっと一緒におられてバンバン答えてしもたというのはありました。ただその答えよる後ろで実際譲受人の本人の方もうんうんとうなずかれよったので回答としては同じ回答なのかなとは受けましたが基本、譲受人の代理の場合は体調管理で別の方が来られたりもあるんですけど先ほど言われたように本人がその書士さん委任を受けてる書士さんであるべきかなっていうのは事務局の方では認識はしております。まず最初の質問に関してはそういう見解。3条申請あの場合今回ですね現場で代理ではないんですけど横におられた方がこうこうこうで実際名前出しますけど〇〇農園にあてるんよっていう回答をされました。そこは農業委員さんがもうどう判断するか最初にちょっと説明しましたがもうそれをはっきり言わされたので言われて本人も後ろでうんってうなずきはされておりました。もうそれが実際事実なのでそこを判断してもつら結構だと思います。以上回答いいですか。
議長	それでいいですか
芝委員	かまんです
議長	ほしたらもう各委員さんの判断に任せることでかまいませんか。
芝委員	はい。
議長	わかりました。
事務局	すみません、追加でちなみにですね今回今言われてた3筆今の順位4番のところになるんですが、2筆の下の2筆の畑ですね自分で管理されると、1筆だけこの田んぼの2反近い1,820m <sup>2</sup> の田んぼがありまして、購入後は〇〇農園にあてる予定ということははっきり現場で言われました。
議長	事務局確認ですけど原則絶対あれですよね譲受人と書士さんというかあれ

	が僕今までの現実の中ではどっちかやったけん。
事務局	まあ欠席かですねはい
議長	他の人が来られたあれはなかったんで今言われて
事務局	ちょっと今回ほんとにあの必要ない方が来られて横で全部代弁したみたいな
議長	例外中の例外言うことですねわかりました。そういうことで判断してもらってよろしくお願ひしたいと思います。
議長	それではただいま那須委員からの説明が終わりました。これより質疑討論を行います。今質疑したということで、他にありましたらご意見伺いますが。
浅野委員	かまいませんか。
議長	はい。
浅野委員	今出られましたように農地言うのを利用されるのがあう農園と言われましたよね。そういう名前が出ましたよね。それで今農地が集約されるとんですね。○○農園とかですね。例えば○○とかですね。いろいろな方に集約されるとるんです事実なんですか。でそれを農業委員会としてはどのように考えればよりいいですかね。私は農業委員ですけども農業委員会全体としてはどのように考えるとるんですかちょっとその辺のことをお聞かせ願いたいんですが。
事務局	今のはいいですか、今回の申請のことではなくて。
浅野委員	はい違います。農業委員会の考え方です。
事務局	農地集約をするとか集積を進められとることについてですか。
浅野委員	そうです。はい。
議長	ほしたらちょっとまてください。浅野さんそれはこれが終わってからのことにしてもらいます。そうでないとここで順番がありますのでそれが止まつてもいけませんのでとりあえず一応のが終わってから浅野さんから出た意見も皆さん、事務局共々で相談しておきたいと思いますのですみませんがよろしくお願ひいたします。他にはこのことに関してございませんか。
議長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は、申請のとおり許可することと決定させて頂きます。

議長	続いて日程第3 議案第52号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。
議長	順位1番について、 <sup>ひょうどうまさお</sup> 兵頭正男委員より説明願います。
兵頭委員	議席番号6番 兵頭です。 議案第52号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第52号 順位1番 説明】
兵頭委員	7月16日に申請者の代理人2名、宇都宮推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。 続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第52号 順位1番 説明】
兵頭委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしくお願ひします。
議長	ただ今、兵頭委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第52号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当にすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第52号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は、申請のとおり許可することと決定させて頂きます。
議長	次に順位2番について、 <sup>やまもとのぶお</sup> 山本伸男委員より説明願います。
山本委員	議席番号1番 山本です。 議案第52号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第52号 順位2番 説明】
山本委員	7月16日に譲受人の代理人、井伊推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第52号 順位2番 説明】
山本委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしくお願ひします。
議長	ただ今、山本委員からの説明が終わりました。

	これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
芝 委 員	はい。推進委員の芝ですが、この申請書の中にある 6 番の転用することによって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害防除施設の概要というのが別枠で作成されていますが、その中に雨水排水計画というのがあるんですがご承知の通り近年非常に時間雨量の多い雨が方があるわけですけどもその中に汚水排水計画の中に排水の方をしてその他で、ごめんなさい直接放流先で工のその他地下浸透とあるんですが、これだけ一時的に雨が多くなると地下浸透でまかないきる。例えば時間雨量 30 ミリを超えた時の地下浸透できるというこの土地のエビデンスはあるんですか。それをお聞きしたい。というのがもしそれで越した場合にはどうされるのか。たぶん元水田だったから排水路というのがあるんじゃないかと思うんですけど。それは畑になって今は使われてない排水路は個人所有じゃないんでそこにそれだけの量を処分できるのかと。
議 長	すみません、少し時間をいただきたいと思います。休憩します。
	(休憩)
議 長	されでは再開します。
議 長	山本議員。説明をお願いします。
山 本 委 員	私の方の現調査の時に排水があったときはどうするかということで確認はさせてもらっています。水路も一応あるということで現物を確認はしてないんですけども、それに基づいて途中にあの水路があるんですけど井出の水路があるんです。それに入れないので川に流すということで聞きました。以上です。
議 長	いいですか。
芝 委 員	はい。
議 長	他にございませんか。
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 52 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、順位 2 番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 52 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、順位 2 番は、申請のとおり許可することと決定させて頂きます。
議 長	次に順位 3 番について、 <sup>あさ のたけし</sup> 浅野 剛志 委員より説明願います。
浅 野 委 員	議席番号 11 番 浅野です。 議案第 52 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、順位

	3番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第52号 順位3番 説明】
浅野委員	7月16日に譲渡人、譲受人の代理人、毛利農業委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第52号 順位3番 説明】
浅野委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしくお願ひします。
議長	ただ今、浅野委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
芝委員	はい。先ほどの件と同じなんですが、ここも被害防止計画書の中では雨水排水計画が地下浸透となっています先ほども聞くと河川に直接ということなので先ほどの件は直接放流先の河川という見当なんですね。今回の場合はここはどうなんですか。
議長	浅野委員お願いします。
浅野委員	これ2件とも太陽光の問題が出てたんですね。そして太陽光の問題で排水と私が思うのは排水もだいたい農業用水でありましたのでだいたい排水はできると思うんですが。確かに異常な雨は降ります。それでもねたぶん田んぼやるところはだいたいできます。私は思います。そしてもうひとつ私が思うことが草ですよね草。私も太陽光やりよるんですがもう1、2年ぐらいありますので、草を私はちゃんと刈るんですが。そしてこないだの時も代理人が来られましたので2回どうですかと言うたら2回は刈りますという話やったんです。そして、ほとんどが太陽光になってしまいます。それで道路に出るんですね草のあれば草が出るんですね。これをちゃんと解決してもらわんとしたぶん難しいことになると思うんですよ。それで私たちみたいに地元の者はするけれども、他の人たちはしないとこれは非常に不平等ですよね言えば。その辺のことを農業委員会の方たちはどういう風にとらえとるか教えてほしいんですが。
議長	浅野さん今の最後の委員会に対しての質問については後にしてもらってかまんですか。排水については心配されていることは十分できるという判断を各農業委員がしてもいいですか。
浅野委員	と思います私は。
議長	そういうことでとりあえず判断してもらって私としても太陽光やろうが水田であろうが局地的に降った時にはどうしようもないことであろうと想像はします。今まで水路があったところはおそらく水路沿いに水は捌けていくやろうと想像する中での私の判断にはなりますが皆さんがどう判断されるか中でこの案件について判断してもらってよろしくお願ひしたいと思います。

清家委員	ちょっといいですか。被害防除計画書これね先ほどの件も放出先は自然放流、地下浸透でこれ申請計画書が出とるわけですよ。それを水路があるからって言われたんだったら計画書も川に流すように変えてもらわなこのままはい賛成しました条件は前のままでです。というのはちょっと筋が通らん。だからここはちゃんと変えたものをしっかり出してもらわないと話が合わないと思うんです。
事務局	今回、審議の中で出た内容で今後5条申請に関しては県の許可になりますので県に進達の際にですねこの委員会で諮られたことの内容に訂正をしたうえで出しなおしていただいて進達をするような形であげさせていただきます。
議長	休憩します。
	(休憩)
議長	再開します。
議長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第52号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第52号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位3番は、申請のとおり許可することと決定させて頂きます。
議長	続いて日程第4 議案第53号「非農地証明願について」を議題といたします。
議長	順位1番について、 <small>ひょうどうともゆき</small> 兵頭知幸委員より説明をお願いします。
兵頭委員	議席番号13番 兵頭です。 議案第53号「非農地証明願について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第53号 順位1番 説明】
兵頭委員	7月16日に、申請者の代理人、出口推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第53号 順位1番 説明】
兵頭委員	以上により、順位1番の申請地は非農地証明の対象とする土地に該当することを確認しました。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	ただ今、兵頭委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ございませんか。
各委員	(質問、意見等なし)
議長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第53号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり承認する

	ことにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第53号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり承認することと決定させて頂きます。
議 長	次に順位2番について、 <sup>ひょうどうともゆき</sup> 兵頭知幸委員より説明をお願いします。
兵 頭 委 員	議席番号13番 兵頭です。 議案第53号「非農地証明願について」、順位2番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第53号 順位2番 説明】
兵 頭 委 員	7月16日に、申請者の代理人、出口推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第53号 順位2番 説明】
兵 頭 委 員	以上により、順位2番の申請地は非農地証明の対象とする土地に該当することを確認しました。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議 長	ただ今、兵頭委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ございませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第53号「非農地証明願について」、順位2番は申請のとおり承認することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第53号「非農地証明願について」、順位2番は申請のとおり承認することと決定させて頂きます。
議 長	次に順位3番について、 <sup>なすけんいち</sup> 那須健一委員より説明をお願いします。
那 須 委 員	議席番号7番 那須です。 議案第53号「非農地証明願について」、順位3番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第53号 順位3番 説明】
那 須 委 員	7月16日に、申請者の代理人、芝推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第53号 順位3番 説明】
那 須 委 員	以上により、順位3番の申請地は非農地証明の対象とする土地に該当することを確認しました。ご審議のほどよろしくお願ひします。
事 務 局	すみません。申請書の提出の際にいろいろと代理人の方から書士さんから

	も相談があったんですが、申請書の一番上の転用した年月日っていう欄があります。事務局も見落としてしまったんですけど、かつこの中の年とかつこの外平成 20 年が平成 15 年。かつこの中に 20 年以上前なので訂正をお願いします。
議長	ただ今、那須委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
各委員	(質問、意見等なし)
議長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 53 号「非農地証明願について」、順位 3 番は申請のとおり承認することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 53 号「非農地証明願について」、順位 3 番は申請のとおり承認することと決定させて頂きます。
議長	次に順位 4 番について、 <sup>なかもとたかし</sup> 中本 誉 委員より説明をお願いします。
中本委員	議席番号 5 番 中本です。 議案第 53 号「非農地証明願について」、順位 4 番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 53 号 順位 4 番 説明】
中本委員	7 月 16 日に、毛利推進委員、事務局 2 名、私の計 4 名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 53 号 順位 4 番 説明】
中本委員	以上により、順位 4 番の申請地は非農地証明の対象とする土地に該当することを確認しました。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	ただ今、中本委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
各委員	(質問、意見等なし)
議長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 53 号「非農地証明願について」、順位 4 番は申請のとおり承認することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 53 号「非農地証明願について」、順位 4 番は申請のとおり承認することと決定させて頂きます。
議長	続いて日程第 5 議案第 54 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局から説明願います。

事務局	それでは順位1番から順に読み上げて説明とさせていただきます。読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第54号 順位1番から6番まで 説明】
事務局	以上でございます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。
議長	ただ今、順位1番から6番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第54号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位1から6番は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第54号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位1番から6番は原案のとおり決定させていただきます。
議長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議長	以上で第13回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
	事務局より連絡事項がありますので、そのままお待ちください。
	総会後
事務局	(浅野委員からの質問に対して回答)
	議事録署名委員
	11番
	12番